

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
電波環境調査	第 号		
	承認	令和 年 月 日	
	作成	令和 7年 9月 18日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	西部方面総監部 防衛部 システム通信課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊の活動に係る電波干渉防止のための既存通信施設調査及び在来波現地調査（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 空界電波強度測定等

本役務において、電界測定器を用いて到来する電波の周波数、到来方向、電界強度等の測定及び分析を行うことをいう。

1.2.2 電波測定器

300MHzから30GHzの周波数帯の測定及び-120dBmの雑音レベルの表示ができるとともに、測定用アンテナと組み合わせて受信電波の到来方向、周波数及び受信電力を測定できる器材であり、校正されたものとする。

1.2.3 測定用アンテナ

電波測定器と組み合わせて、300MHzから30GHzの周波数帯の受信ができるものであるとともに、電波の到来方向を測定できるよう指向特性を有する器材をいう。なお、300MHzから30GHzの周波数帯の受信及び電波の到来方向を測定できるよう指向特性を有するものであれば形状等は問わない。

1.2.4 資格等

陸上自衛隊の調査・研究に係る役務の資格を有する企業とする。

1.3 引用文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

DSP Z 9008B

品質管理等共通仕様書

GLT-CG-Z000001AC

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）

[装管調第 68 号(5.2.17)]

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

[防防調第 4608 号(5.6.30)]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）

[防装庁（事）第 137 号(4.3.31)]

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

本役務は、沖縄県本島内での自衛隊の活動に係る電波干渉防止のための既存無線施設調査、別途、西部方面総監部 防衛部 システム通信課（以下、「官」という。）が指示する場所での在来波現地調査を実施するものとする。

### 2.2 契約期間

令和7年11月1日（土）～令和8年3月31日（火）

### 2.3 既存無線施設調査

契約の相手方は、総務省の公表情報等を基に調査対象地域の既存無線施設調査を実施するものとする。

#### 2.3.1 既存無線施設のリスト化

既存無線施設の一覧（以下、「リスト」という。）の作成は、次による。

- a) 総務省、電波利用ホームページの「無線局等情報検索」の公表情報を取り纏めることで、調査対象地域に設置されている無線施設の一覧を作成する。
- b) 一覧には、無線局の名称、種別、通信事項、通信の相手方、型式、周波数、周波数間隔、波数、空中線電力、座標（MGRS）を記述する。
- c) 作成したリストから沖縄県本島における高出力の民間無線施設を抽出し、2.4項の「在来波現地調査」の際に設置状況を調査する。

#### 2.3.2 既存無線施設のマップ化

既存無線施設の地図描画は、作成したリストを基にするとともに、次による。

- a) 300MHzから3GHzの周波数で、2.4項の測定場所において-99dBm以上で入感することが予期される無線局を地図描画対象として選定する。ただし、-99dBmの値については、別途、官側と協議の上決定する。
- b) 3GHzから30GHzの周波数で、2.4項の測定場所において-120dBm以上で入感することが予期される無線局を地図描画対象として選定する。ただし、-120dBmの値については、別途、官側と協議の上決定する。
- c) 公共施設等、無線局の設置位置が想定出来る場所については、地図情報等を基とした描画を可とする。
- d) その他の無線局の位置は、空中線等を敷地外から目視または測定にて確認して描画を行う。なお、調査の際は当該調査地域の環境に配慮するとともに、無線局の位置が特定できない場合は官側と協議の上不明として処置する。

### 2.4 在来波現地調査

契約の相手方は、電波測定器、測定用アンテナ等を用いて、空界電波強度測定を実施するものとする。

#### 2.4.1 測定実施場所

空界電波強度測定の実施場所は、官側が契約後指定する場所3ヵ所とする。

#### 2.4.2 測定周波数帯

空界電波強度測定の周波数帯は、300MHzから30GHz（UHF帯・SHF帯）とする。

#### 2.4.3 測定方位

空界電波強度測定を実施する方位は、全周囲（360°）とする。なお、測定を実施する方位は使用する測定用アンテナの電氣的性能に応じて分割してもよい。

#### 2.4.4 測定時間

測定の実施時間は、1ヵ所2日（日中）以内とし、実施時間は官側との調整による。

#### 2.4.5 設置要領

屋外に設置する測定用アンテナは、風等による転倒及び飛散防止に努めるものとする。

## 2.4.6 分析

契約の相手方は、測定終了後、既存無線施設調査の結果及び空界電波強度測定収集データを基とし、測定実施場所無線局等を運用する際に、影響を及ぼす電磁環境的要因の分析を実施するものとする。なお、細部の分析要領は官側との調整による。

## 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、「担当官」という。）が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 契約の相手方の実施体制等

契約の相手方は、本役務の実施にあたって、資格等を有するものとする。また、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、「業務従事者」という。）を確保するものとする。
- b) 前記a)の業務従事者が本役務で要求する特定の経験、資格、業績等をもつものとする。
- c) 上記a)の業務従事者が、前記b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等をもつものとする。なお、“防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）”の第4項（1）の従事者名簿を契約締結後、速やかに1部作成し、担当官に提出するものとする。
- d) 前記c)の業務従事者が、他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあるものとする。

### 4.2 提出書類等

提出書類等は、表1により、細部は官側との調整による。なお、提出書類等は官側の確認を受けた後に提出するものとし、当該電子記憶媒体（DVD-R）は提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表1－提出書類等

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	業務実施計画書	電子記憶媒体 (DVD-R)	1部	契約締結後、 速やかに	西部方面総監部 防衛部 システム通信課
2	調査報告書 (要約)	電子記憶媒体 (DVD-R)	1部	別に示す。	
3	調査報告書	電子記憶媒体 (DVD-R)	1部		

**注記1** 業務実施計画書の内容は、次による。

- a) 実施項目
- b) 作業概要
- c) 作業工程表
- d) 作業実施体制（業務従事者名簿を含む。）

**注記2** 調査報告書（要約）は、調査概要及び調査結果概要とし、2.3～2.5に示す各項目の調査・分析結果を網羅した内容とする。

**注記3** 調査報告書は、2.3～2.5に示す各項目の調査・分析結果（収集データ資料を含む。）とする。

**注記4** 電子記憶媒体（DVD-R）は、業務実施計画書、調査報告書（要約）及び調査報告書の内容を保存したのものとする。

### 4.3 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、本契約の履行中及び履行後において、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

### 4.4 関係書類の適正な管理について

関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出防止に万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、関係書類とは、本仕様書、業務実施計画書、成果物等のほか、契約相手方が作成する関連書類の一切を含むものとする。

### 4.5 業務に従事する者の制限

業務に従事する者は次による。

- a) 発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域の国籍その他これに類するものを有する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域の国籍その他これに類するものを有する者は、業務に従事する技術者として認めない。
- b) 受注者は、契約締結後遅滞なく、任意の様式により業務に従事するすべての技術者（再委託等を含む。）のリストを作成し、発注者の確認を受けるものとする。リストには、氏名、所属、役職、学歴、職歴、資格及び国籍を含むものとする。

### 4.6 官側の支援

契約の相手方は、役務の履行のための諸作業のうち、次の事項について事前に調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地作業における官側が保有する電話の使用
- b) 官側の保有する空界電波強度測定に必要なデータ、資料等の閲覧に関する事項
- c) 現地作業に必要な施設等の利用及び立ち入り申請に関する事項
- d) その他、担当間等が必要と認めた事項

### 4.7 著作権その他の権利

著作権その他の権利は次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。
- c) 本役務の履行によって創作された納入品となる著作物において著作権等が発生する場合、その権利は官側のものとする。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

### 4.8 不具合等の処理

この役務の履行に当たり、不具合等が発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

### 4.9 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、担当官等に申し出て、その指示を受けるものとする。